

ATSUGI  LIFE

住宅ガイド 2021



空き家に関する相談

賃貸住宅入居に関する支援

市内の公的賃貸住宅

住宅に関する減税措置

住宅に関する補助・助成

厚木市ホームページ 住宅ガイド

検索 

厚木市は、快適な住まいづくりをサポートしています。

このガイドには、住宅に関する役立つ情報を掲載しています。

令和3年5月1日現在の情報でガイドを作成しています。



住宅への補助・助成



新築 中古 建築
購入 移転 補助金

住宅に関する補助・助成

すまい給付金

問 国土交通省 すまい給付金事務局
0570-064-186 PHSや一部のIP電話045-330-1904

住宅ローン利用/現金取得(50歳以上のみ)のいずれも対象。

消費税率10%の場合は最大50万円、消費税率8%の場合は最大30万円の給付

- 令和3年12月までに引渡され入居が完了した住宅
- 住宅の引渡しを受けてから1年3か月以内に申請が必要
一定の期間内※に契約をした方について、以下に掲げる制度改正が適用されます。

※ 注文住宅の新築の場合：R2.10.1からR3.9.30まで

※ 分譲住宅・既存住宅取得の場合：R2.12.1からR3.11.30まで

- 給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長
上記期間内に契約をされた方は、給付金の対象となる引渡し期限について、R3.12.31
→R4.12.31に延長。
- 給付金の対象となる住宅の床面積要件の緩和
上記期間内に契約をされた方は、給付金の対象となる住宅の床面積要件について、50㎡以上→
40㎡以上に緩和。

グリーン住宅ポイント制度

問 国土交通省 グリーン住宅ポイント事務局
0570-550-744 PHSや一部のIP電話042-303-1414

一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」・「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行します。

- 新築住宅の建築・購入：一定の省エネ性能等を満たす住宅、購入者等が自ら居住
- 既存住宅の購入：R1.12.14以前に建築され、一定の要件を満たす住宅、購入者が自ら居住
- リフォーム工事：工事の内容に応じて（断熱改修、エコ住宅設備の設置等）
- 賃貸住宅の建築：全住戸がトップランナー基準で床面積が40㎡以上、全住戸が賃貸用共同住宅

若年世帯住宅取得支援事業補助金

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

市外から転入する子育て中の若年世帯、又は市内に居住する子育て中の若年世帯が、市内に住宅を新築・購入する場合に取得費用の一部を補助します。

- 基本額：20万円
- 若年世帯：夫婦どちらかが40歳未満
- 子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯

親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

市外に居住する子世帯が、市内に居住する親世帯と近居・同居を始める際に、住宅取得費用や同居のための改修費用について補助します。

住宅の契約前までに要事前相談

- 住宅取得：同居60万円、近居40万円
- 住宅改修：経費の10分の1(上限20万円)

※【フラット35】地域連携型の利用が可能



住宅への補助・助成



新築 中古 建築
購入 移転 補助金

住宅に関する補助・助成

【フラット35】地域連携型

問

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
0120-0860-35 (通話無料)
営業時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く)

厚木市の補助金制度※と連携して【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。さらに、高い住宅性能を満たすことで適用される【フラット35】Sとの併用で、当初5年間0.5%引下げ。予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了します。

※ 親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金、要耐震改修空き家取得事業補助金、居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅)移転事業補助金

【リ・バース60】

問

住宅金融支援機構 【リ・バース60】ダイヤル
0120-9572-60 (通話無料)
営業時間：9時～17時(土日、祝日及び年末年始を除く)

【リ・バース60】は、満60歳以上のお客さま向けの住宅ローン。毎月のお支払いは利息のみで、元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただく商品で、資金の使い道、ご融資の限度額その他の商品内容は金融機関ごとに異なります。

居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅) 移転事業補助金

問

厚木市 都市計画課
046-225-2400 厚木市役所第二庁舎12階

がけ地の崩落等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある土砂災害特別警戒区域等に存する危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却費用等について補助します。

<対象建築物> 土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅

<対象者> 危険住宅に居住する所有者等で、当該危険住宅の除却・移転を行う方

<補助限度額>

- 除却等費：97万5千円
- 建物助成費(建物)：325万円※1
- 建物助成費(土地)：96万円※1
- 移転等費(移転先が居住誘導区域内に限る)：50万円※2

※1 建物助成費は、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(土地取得含む)及び改修をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における、当該借入金利子(年利率8.5%限度)に相当する額

※2 移転先が居住誘導区域内の場合、【フラット35】地域連携型の利用が可能

※【フラット35】地域連携型の利用が可能

スマートハウス導入奨励金制度

問

厚木市 環境政策課
046-225-2749 厚木市役所第二庁舎7階

スマートエネルギー設備を導入する方に対し、厚木市スマートハウス導入奨励金を交付

- 太陽光発電システム：上限3万円
- 住宅用蓄電池システム・家庭用燃料電池システム：各5万円
- エネルギー管理システム(HEMS)：1万円
- スマートハウス加算(太陽光・蓄電池・HEMS同時)：5万円
- 大容量加算(太陽光発電システム6kW以上設置)：2万円
- ゼロ・エネルギー・ハウス導入奨励金：10万円

※ 予算の範囲内で先着順。設置後に申請



住宅への補助・助成



耐震診断 改修工事
設備改造 解体

住宅に関する補助・助成

木造住宅耐震診断・改修工事補助

問 厚木市 建築指導課
046-225-2434 厚木市役所第二庁舎13階

<対象建築物>

- 建物用途：専用住宅又は兼用住宅
- 地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物
- 昭和56年以前に完成した建築物（同年6月1日以後に増築等している場合は相談してください。）

<対象者>

- 所有者、配偶者、それらの者の一親等の親族（いずれも個人に限る。）

<補助額>

- 耐震診断：全額(上限7万5千円)
- 耐震改修設計：補強設計費用等の2/3の額(限度額9万円)
- 耐震改修工事：耐震改修工事費の2/3の額(限度額100万円)+耐震改修工事監理費の2/3の額(限度額6万円)

※ 補助金は、必ず補助金交付決定通知が発行されてから着手し、完了まで行われないと交付不可

老朽空き家解体工事補助金

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

1年以上空き家になっている老朽化した旧耐震基準の戸建て住宅を解体し、敷地を更地にした方に工事費の2分の1（限度額50万円）を補助します。※ 要事前申請

要耐震改修空き家取得事業補助金

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

1年以上空き家になっている旧耐震基準の戸建て住宅を購入し、新耐震基準に改修して居住した方に最大90万円（基本額50万円。市外から転入する方、親世帯又は子世帯が同居又は市内に居住する方、40歳未満の方、中学生以下の子がいる方は各10万円加算）を補助します。

※ 要事前申請

※【フラット35】地域連携型の利用が可能

屋上緑化補助金

問 厚木市 公園緑地課
046-225-2412 厚木市役所第二庁舎15階

市内全域の建物の屋上緑化について1m²当たり2万5千円、または、対象経費の2分の1の額のいずれか少ない額で、1件当たり上限50万円を補助します。予算の範囲内で先着順。

※ 施工前に申請

危険ブロック塀等防災工事補助金

問 厚木市 危機管理課
046-225-2190 厚木市役所本庁舎4階

ブロック塀の地震等での転倒防止対策として、対象工事見積額の75%(千円未満は切り捨て)上限30万円を補助します。

※ 撤去費に関しては、関東地区用地対策連絡協議会の定める損失補償算定標準書に基づき算出した額を上限

※ 施工前に申請



住宅への補助・助成



耐震診断 改修工事
設備改造 解体



住宅に関する補助・助成

合併処理浄化槽整備事業補助金

問 厚木市 生活環境課
046-225-2750 厚木市役所第二庁舎7階

市街化調整区域(下水道整備区域を除く。)において単独処理浄化槽又は、くみ取式便所から合併処理浄化槽への設置替えをする場合に、合併処理浄化槽の規模に応じ22万2千円～148万9千円を助成します。予算の範囲内で先着順。※ 施工前に申請

水洗便所改造等奨励金 (奨励金制度)

問 厚木市 下水道総務課
046-225-2367 厚木市役所第二庁舎14階

公共下水道の供用開始の告示から3年以内に自己資金で私設下水道の工事を行った場合、工事の種類に応じ、2万2千円～3万円の奨励金を交付します。※検査終了日から30日以内に要申請

水洗便所改造等特別助成金 (特別助成制度)

問 厚木市 下水道総務課
046-225-2367 厚木市役所第二庁舎14階

生活保護法に規定する生活扶助を受けており、処理区域内の建築物の所有者で、市に住所を有し、居住している方が、上記の工事を行う場合、その工事費用を全額助成します。※ 事前審査

水洗便所改造等資金融資あっせん (融資あっせん制度)

問 厚木市 下水道総務課
046-225-2367 厚木市役所第二庁舎14階

公共下水道の供用開始の日から3年以内に私設下水道の工事を行う場合、その工事の資金を市が金融機関にあっせんするものです。利息については市が全額負担します。

厚木市重度障害者住宅設備 改良等助成事業

問 厚木市 障がい福祉課
046-225-2254 厚木市役所第二庁舎1階

重度障がい者又はその保護者が、住宅設備をその障がい者に適するように改良する必要がある場合に、住宅改修工事の一部(世帯所得により上限80万円)を助成します。
<対象> 下肢または体幹機能障害2級以上で、移動が困難な方など

勤労者生活資金融資制度

問 厚木市 産業振興課
046-225-2585 厚木市役所第二庁舎8階

自己居住用家屋の増改築(高齢者や障がい者のバリアフリー設備も可)に対する資金の融資制度です。上限300万円を融資します。



住宅への補助・助成



バリアフリー設備
器具設置

住宅に関する補助・助成

介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修費支給

問 厚木市 介護福祉課
046-225-2240 厚木市役所本庁舎 2階

要介護者及び要支援者が、居住している住宅に手すりの取付や段差解消などの小規模な改修（新築・増改築は対象外）を行った場合に支給
<支給額> 住宅改修に要した金額（上限20万円）のうち負担割合分(1割から3割)を差し引いた金額。
※ 施工前に申請

厚木市セーフティ住宅支援事業

問 厚木市 介護福祉課
046-225-2220 厚木市役所本庁舎 2階

75歳以上の介護保険認定を受けていない高齢者を対象に、住宅の段差改修や手すりの設置などに係る費用の一部（市内の工務店などが行う工事で対象経費の2分の1、上限3万円）を助成します。予算の範囲内で実施。※ 施工前に申請

家具転倒防止対策事業

問 厚木市 介護福祉課
046-225-2220 厚木市役所本庁舎 2階

ひとり暮らしの老人登録者のうち、75歳以上で市民税が非課税の方、及びねたきり老人登録者又は認知症老人登録者を含む65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、たんすなどの家具（1人1回4台まで）に、無料で家具転倒防止板を設置します。

家具転倒防止器具設置事業

問 厚木市 障がい福祉課
046-225-2221 厚木市役所第二庁舎 1階

1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの重度障がい者のみの世帯、及び1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯に対し、たんすなどの家具（4台まで）に、無料で家具転倒防止器具を設置します。

厚木市日常生活用具給付等事業 （障害者用火災警報器）

問 厚木市 障がい福祉課
046-225-2254 厚木市役所第二庁舎 1階

重度障がい者のみの世帯などで、火災発生の感知や避難が著しく困難な方に火災警報器購入費（限度額15,500円）を補助します。

生活福祉資金貸付 （住居増改築等に必要となる経費）

問 厚木市社会福祉協議会
046-225-2947 保健福祉センター 5階

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯で、住居の増改築等に必要な資金を、他の金融機関等から借り入れることのできない世帯に対し、住居の増改築等に必要な資金を上限250万円、返済期間7年以内で貸付します。

- 公的施策の活用が優先
- 見積書が必要（2業者以上）
- 連帯保証人は、県内在住・別生計等の方
- 連帯保証人がいない場合は有利子
- 神奈川県社会福祉協議会による貸付審査あり
- ※ その他、諸条件や必要な書類等、要事前相談



住宅への補助・助成

管理相談 耐震診断
リフォーム融資



分譲マンションに関する支援

分譲マンション耐震アドバイザー派遣 予備診断補助

問 厚木市 建築指導課
046-225-2434 厚木市役所第二庁舎13階

耐震アドバイザー派遣は、マンションの耐震改修に関する専門知識を有する市で委嘱した建築士を無料で派遣します。

予備診断補助は、予備診断の2分の1(上限15万円)

予算の範囲内で先着順。着手前に申請

マンション管理相談

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

分譲マンションの管理組合又は、区分所有者の代表を対象にしたマンション管理に関する相談事業です。※ 事前予約制

●相談日：第3水曜 13時～16時(一組60分)

●相談員：マンション管理士

マンション共用部分 リフォーム融資

問 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり融資グループ
03-5800-9366

管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用、専門家が実施する調査設計費用等が対象となる融資制度です。その工事を実施する際に組合員(区分所有者)が負担する一時金への融資も可能です。

特徴(管理組合申込みの場合)

全期間固定金利、担保不要、マンションすまい・る債の積立てにより金利年0.2%引下げ 等

マンションすまい・る債

問 住宅金融支援機構 住宅債券専用ダイヤル
0120-0860-23

修繕積立金の計画的な積立・適切な管理をサポートをするために住宅金融支援機構が発行する債券で、毎年1回、最大10回まで継続購入して積立が可能です。

マンションライフサイクルシミュレーション ～ 長期修繕ナビ ～



住宅金融支援機構が提供する、マンションの大規模修繕工事に関する、疑問や課題の解決に役立つナビです。建物規模、築年数などに応じた、マンションの「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを、試算することができます。

大規模修繕工事の見積額が妥当かどうかを判断する材料として、ローン利用も視野に入れた、修繕積立金の収支計画の確認のための材料として、または、長期的視点で積立金徴収計画を見直す際の、検討資料としても活用できます。

〈https://www.jhf.go.jp/simulation_loan/m-simulation/index.html〉住宅金融支援機構HPより)



住宅に関する税金



固定資産税の減税措置（市税）

マイホームを取得すると税金がかかります。

問

厚木市 資産税課
046-225-2031 厚木市役所本庁舎 2階

新築住宅に対する減額

住宅を新築した場合、新築後3年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は5年度分）固定資産税を2分の1減額

※ 床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、120㎡まで）

【長期優良住宅に対する特例措置】

「長期優良住宅の普及促進に関する法律」の規定により認定を受けて新築された長期優良住宅について、新築された翌年の1月31日までに市へ申告すると新築後5年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は7年度分）固定資産税を2分の1減額

耐震基準適合（耐震改修）住宅に対する減額

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を2分の1減額

※ 減額措置の適用面積は、120㎡まで

【長期優良住宅に対する特例措置】

一定の耐震改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することになった住宅について、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の2減額

熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に対する減額

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を3分の1減額

※ 床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、120㎡まで）

【長期優良住宅に対する特例措置】

一定の省エネ改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することになった住宅について、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の2減額

高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅に対する減額

新築されてから10年以上を経過した住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税を3分の1減額

※ 床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、100㎡まで）

※ 令和4年3月31日までに建築又は改修工事が完了した住宅が対象となります（令和3年5月1日現在）。
なお、地方税法の改正により延長される場合があります。



住宅に関する税金



減額措置（県税・国税）

マイホームを取得すると税金がかかります。

不動産取得税（県税）

問 厚木県税事務所 厚木市水引2-3-1
046-224-1111(代表)

新築（増・改）の場合の軽減措置

不動産（土地・家屋）を取得した時に1度だけかかる税金。
新（増・改）築住宅の価格から1戸につき1,200万円※が控除される。（床面積が50㎡～240㎡）
※ 認定長期優良住宅を平成21年6月4日から令和4年3月31日までに取得した場合は1,300万円

新築（増・改）の場合の軽減措置

新築された時期※に応じ住宅の価格から1戸につき100万円～1,200万円が控除される。
（床面積が50㎡～240㎡で自己の居住の用に供するもの。）
※ 昭和57年1月1日以降に新築されたもの及び、昭和56年12月31日以前に新築されたもので、新耐震基準に適合することが証明されたもの。

住宅ローン減税（国税）

問 厚木税務署 厚木市水引1-10-7
046-221-3261

住宅ローンを組んでマイホームを取得した場合で一定の要件を満たすときには、住宅ローン等の年末残高の1%（上限あり）を所得税から控除する制度であり、控除の期間は10年間。消費税額が10%の住宅を一定期間内に契約して入居した場合は、控除期間を3年間延長する特例を適用。

投資型減税（国税）

問 厚木税務署 厚木市水引1-10-7
046-221-3261

耐震性等に優れた「長期優良住宅」や省エネ性に優れた「低炭素住宅」を住宅ローンを利用せず取得した場合で一定の要件を満たすときには、一般住宅から認定住宅に性能を強化する標準的な費用の10%を所得税から控除。

登録免許税（国税）

問 横浜地方法務局厚木支局
046-224-3163 厚木市寿町3-5-1

自己居住用家屋を新築・取得した場合における所有権等の不動産登記に係る登録免許税。令和元年度の税制改正により、登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和2年3月31日まで。適用を受けるには、住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等、一定の要件を満たす旨の市が発行する証明を添付し、取得後1年以内に登記

長期優良住宅・低炭素建築物の認定 ※いずれも着工前に申請が必要

問 厚木市 建築指導課
046-225-2432 厚木市役所第二庁舎13階

- 長期優良住宅…耐久性、耐震性、維持保全の方法などが国の定める基準を満たしている。
- 低炭素建築物…建築物の省エネ性、断熱性能等が国の定める基準を満たしている。



市内の公的賃貸住宅



市営住宅

問

厚木市 住宅課
046-225-2346 厚木市役所第二庁舎12階
✉5550@city.atsugi.kanagawa.jp

住宅に困っている一定基準以下の収入の方を対象とした市の賃貸住宅

月額収入が158,000円以下の世帯（子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯は214,000円以下）が対象

- 市営住宅・・・1年以上市内に在住又は在勤、市税の滞納がない、申込者、同居者等に暴力団員がいないことなど一定の要件があります。年2回程度（1月、7月）募集予定。

団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
吾妻団地	吾妻町1-A-1	S47	5階	20	3DK	14,900～29,200	-
吾妻(2)団地	吾妻町2-A-2	S53	5階	20	3DK	21,600～42,400	-
富士見町団地	旭町4-17-5	S57	5階	30	2DK～3DK	22,600～44,300	-
旭町ハイツ	旭町2-11-10	S63	5階	30	2DK～3DK	25,600～50,300	-
妻田東ハイツ(1)	妻田東1-21-1	H3	5階	30	3DK	26,400～51,800	-
妻田東ハイツ(2)	妻田東1-21-2	H5	5階	20	2DK～3DK	27,100～53,200	-
妻田東ハイツ(3)	妻田東1-21-3	H6	5階	35	2DK～3DK	25,700～58,400	-
宮の里ハイツ	宮の里1-1-8	H9	7階	67	1LDK～3DK	23,700～66,200	有
上向原ハイツA	及川2-9-1	H13	5階	45	1DK～3DK	18,200～69,300	有
上向原ハイツB	及川2-9-2	H16	4階	44	1DK～3DK	18,400～70,200	有
戸室ハイツA	戸室5-21-1	H24	5階	70	1K～3DK	16,800～66,700	有
戸室ハイツB	戸室5-21-2	H30	5階	70	1K～3DK	17,300～68,300	有

※ 概算家賃は毎年度改定されるため、実際の家賃月額とは異なる場合があります。



戸室ハイツB



宮の里ハイツ



市内の公的賃貸住宅

県営住宅

問

神奈川県 住宅営繕事務所 入居管理課
☎045-311-8105
(一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課
☎045-201-3673

住宅に困っている一定基準以下の収入の方を対象とした県の賃貸住宅

月額収入が158,000円以下の世帯（子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯は214,000円以下）が対象

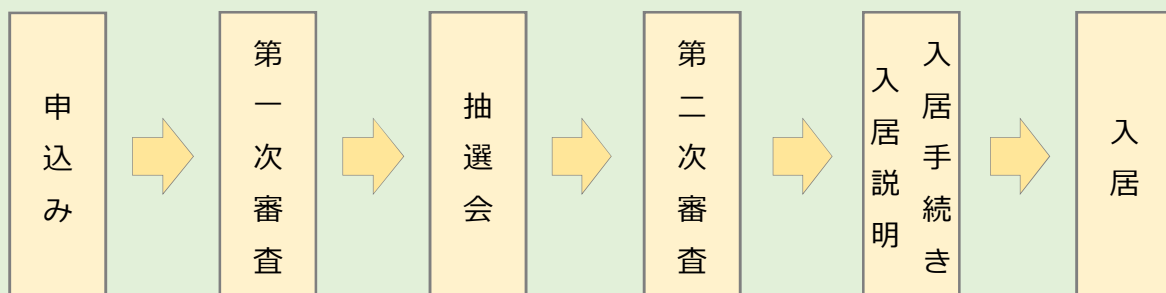
- 県営住宅・・・定期募集は年2回（5月、11月）、常時募集は通年募集予定

団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
ハイムニュー旭	旭町2-16	S60	5	30	3DK	24,300～ 47,900	-
グリーンハイツ金田	金田828	H3	3～4	18	3DK	23,400～ 48,000	-
妻田東ハイツ	妻田東1-24	S63～H5	2～5	128	2DK～4DK	22,700～ 55,300	-
ハイム厚木旭	旭町5-8	S57～S58	3	63	1DK～4DK	15,200～ 59,600	-
緑ヶ丘団地	緑ヶ丘3-1外	S57～H29	3～5	428	1DK～4DK	13,100～ 63,600	一部有
吾妻団地	吾妻町1	S46～S53	5～8	749	1LDKU～ 3DK	11,000～ 37,100	一部有
文郷山団地	王子3-2	S47	5	240	2DK～3DK	11,600～ 31,700	-
及川団地	及川1-1	S48	2～5	312	2DK～3LK	11,900～ 32,800	-
グリーンハイツ愛名	愛名306	H7～H8	3～5	107	3DK	28,800～ 56,700	一部有

公営住宅入居までの流れ

市営住宅、県営住宅は入居のための資格審査や抽選会があります。

申込みから入居までに3か月から半年を要します。



※ 県の常時募集は、抽選会はありません。



市内の公的賃貸住宅



公社賃貸住宅

問 神奈川県住宅供給公社 公社住宅受付窓口
0120-100-107

礼金・更新料・仲介手数料不要

原則、月額収入が200,000円以上（単身者・60歳以上の場合は160,000円以上）であることなど、一定の要件があります。



団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
緑ヶ丘	緑ヶ丘4-2 ほか	S39	4	400	2DK	38,800～ 40,700	-

UR賃貸住宅

問 UR都市機構町田営業センター
042-720-8751
9:30～18:00（定休日：水）

良質な住居環境を備えた賃貸住宅

月額所得がURの定める基準以上であり、自ら居住することなど、一定の要件があります。
礼金、更新料、仲介手数料、保証人不要

団地名	所在地	管理開始年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
鳶尾	鳶尾 2 ほか	S52～S54	1～11	579	2DK～3LDK	49,000～ 113,300	有 (一部)
テラス長谷	長谷381-1	S60	1～2	77	3LDK	74,800～ 82,300	-



鳶尾



テラス長谷



住宅への補助・助成

給付金 家賃助成
貸付 見守り

賃貸住宅の家賃補助・入居支援

住居確保給付金支援事業

問 厚木市 福祉総務課自立支援担当
046-225-2895 厚木市役所第二庁舎1階

主たる生計維持者が離職・廃業2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、家賃額（上限あり）を原則3か月間支給します。

生活福祉資金貸付 (総合支援資金住宅入居費)

問 厚木市社会福祉協議会
046-225-2947 保健福祉センター5階

失業等が原因で生活に困窮している低所得世帯で自立相談支援事業の住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれる世帯に対し、入居に必要な敷金・礼金等の経費を上限40万円、返済期間10年以内で貸付します。

- 連帯保証人は、県内在住・別生計等の方
 - 連帯保証人がいない場合は、有利子
 - 神奈川県社会福祉協議会による貸付審査あり
- ※ その他、諸条件や必要な書類等、要事前相談

母子家庭等家賃助成事業

問 厚木市 子育て給付課
046-225-2241 厚木市役所本庁舎2階

前年の所得が一定以下の母子及び父子家庭で、生活保護法の住宅扶助を受けていない月額家賃が1万円以上6万円以下の方に対し、家賃額に応じ1,300円～1万円を助成します。

障がい者グループホームの 家賃助成

問 厚木市 障がい福祉課
046-225-2225 厚木市役所第二庁舎1階

障がい者グループホームに入居している市の援護者に、家賃のうち上限2万円を助成します。

厚木市賃貸住宅あんしん 保証制度補助金

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

民間賃貸住宅に入居する65歳以上の高齢単身者が居住支援サービスを申込み際の初回登録料を10,000+税まで補助します。

- 居住支援サービス
安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償(上限100万円)がセットになった見守りサービス





賃貸住宅入居に関する支援



神奈川県居住支援法人

円滑な入居をサポート

神奈川県では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人等を、住宅セーフティネット法に基づき「住宅確保要配慮者居住支援法人」として指定しています。(神奈川県内・厚木市が業務区域の法人を抜粋) 令和3年4月1日時点

法人名・所在地	☎連絡先	業務内容	業務区域
ホームネット(株) 東京都新宿区大久保3-8-2	03-5285-4538	賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、見守りサービス	神奈川県内 全域
NPO かながわ外国人すまい サポートセンター 横浜市中区常磐町1-7横浜 YMCA 2階	045-228-1752	多言語による相談窓口の開設、住宅確保要配慮者の生活の安定に関する業務	神奈川県内 全域
(公社)かながわ住まい まちづくり協会 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階	045-664-6896	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援	神奈川県内 全域
(株)トータルホーム 厚木市旭町1-10-5	046-220-1414	賃貸住宅への円滑な入居の促進及び生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助	厚木市
(株)めぐみ不動産コン サルティング 伊勢原市東大竹945-3	0463-95-2667	居住場所の紹介、入居後の電話、SNS、訪問による見守りサービス支援及びシェアハウスの運営	神奈川県内 全域
(一社)家財整理相談 窓口 東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー13階	03-5287-4387	賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、住み替えに伴う家財整理に係る相談対応	神奈川県内 全域
NPO ワンエイド 座間市相模が丘4-42-20	046-258-0002	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りサービス、生活のサポート、送迎サポート、一時的な住居の確保、フードバンクによる食料の支援	神奈川県内 全域
(株)Casa 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30階	0120-97-5501	家賃債務保証、住宅相談、住替支援、その他(食糧支援、就労支援等)	神奈川県内 全域
(一社)インクルージョ ンネットかながわ 鎌倉市大船1-23-19 秀和第5ビル3B	0467-46-2119	円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助、生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助	神奈川県内 全域
(一社)自立支援推進 センター 横浜市中区弁天通2-28 ライオンズマンション関内307	080-7239-6001	円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談窓口、日常の困りごとに関する相談支援、入居後の見守り、情報の提供	神奈川県内 全域



空き家に関する相談



空き家に関する相談全般

問 厚木市 住宅課
046-225-2330 厚木市役所第二庁舎12階

住宅が空き家になって放置されると近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

- 空き家に関する困りごと
- 将来住む予定のない住宅の管理など

空き家の適正管理をアドバイスします。

相談内容		担当
建物の維持	建物の倒壊、屋根や外壁の脱落など。	建築指導課 ☎046-225-2434 第二庁舎13階
火災予防	空き家の枯草、可燃物の放置など。	厚木消防署 ☎046-223-9375 消防本部1階
生活衛生	空き家の雑草や庭木の繁茂など生活衛生の問題。	生活環境課 ☎046-225-2750 第二庁舎7階

所得税及び個人住民税の特例措置

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

(令和5年までに売却した物件)

相続した旧耐震基準の家屋を、耐震改修して売却するか、解体して更地にして売却する場合に、譲渡所得から3,000万円が特別控除される。税務署での確定申告が必要

低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の控除

売却価格が500万円以下の低額な一定の低未利用土地等を売却した場合に、長期譲渡所得から100万円が控除される。税務署での確定申告が必要

空き家に関する相談窓口

不動産取引(売買)に関する相談	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部 ☎046-224-6561 13時~16時	
	全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部 ☎042-705-7100 水曜日は休業	
権利関係の整理等	神奈川県弁護士会 ☎045-211-7719	
相続登記等	神奈川県司法書士会 ☎050-5212-0632	
解体・改修の相談	厚木市建設業協会 ☎046-221-0171	
建物の滅失登記等	神奈川県土地家屋調査士会 ☎045-312-1177	

持ち家・空き家の 管理代行サービス

(公社)厚木市シルバー人材センター
☎046-224-9585 8時30分~17時15分



(公社)厚木市シルバー人材センターでは、除草・草刈り、家の見回りなどの管理代行サービスを実施しています。作業内容や料金についてはお問い合わせください。



厚木市 住宅ガイド

— 令和3年度6月発行 —

【発行】厚木市まちづくり計画部住宅課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

☎046-225-2330